

熊本県病院薬剤師会 糖尿病療法研究会 会則

第一条（名称）

本会は「熊本県病院薬剤師会糖尿病療法研究会」と称する。

第二条（目的）

本会は、実際の臨床現場における薬剤師に対して、糖尿病に関する正しい知識や技術の習得を促し、療養指導者の育成をサポートすることを目的とする。

第三条（研修会開催）

年に4回程度、熊本県内の薬剤師を対象とした研修会を行う。

第四条（研修会以外の活動）

本会は第二条の目的を達成するために、次の活動を行い、会員に対して活動状況等を報告する。

1. 糖尿病関連領域に携わる薬剤師における患者指導などの正しい知識や技術の習得のための活動およびその促進のための認定制度
：研修会開催，認定薬剤師制度，派遣講師制度
2. 糖尿病関連疾患に罹患した患者の指導において一助となりうる情報の収集や調査研究
3. 糖尿病関連領域を対象とする学会・勉強会などへの参加と得られた情報の提供
4. 糖尿病患者あるいは糖尿病発症リスクに留意すべき健常人に対して有益な情報の提供
：全国糖尿病週間参画，小児糖尿病サマーキャンプ参画
5. 本会の活動紹介，糖尿病関連領域の多様な情報提供
：ホームページ公開および管理
6. その他，糖尿病関連疾患罹患患者の治療，療養指導に関する有益な活動

第五条（会員）

本会の会員は、熊本県下の薬剤師であって、糖尿病関連領域に携わる薬剤師により構成される。

第六条（役員）

1. 本会では次の役員を置き、代表世話人の任期は1年とし、再選は妨げない。
 - ・代表：1名
 - ・副代表：1名もしくは2名
 - ・世話人（コアスタッフおよびサブスタッフ）：10名以内
 - ・会計：1名もしくは2名
2. 原則として事務局は代表世話人がそれを兼務するが、他の世話人が事務局

を担当してもよい。

第七条（予算）

1. 予算は熊本県病院薬剤師会通常総会において決定される。
（熊本県病院薬剤師会の理事会による案が承認される）
2. 予算は、本会の会計担当者が管理する。
3. 予算は、本会の運営に必要な出費の際に領収証と引き替えで随時支出する
4. 会計年度終了時、会計役員と別の監査役が監査を行う。

第八条（規約の変更）

規約の変更は、役員の過半数の出席の上、出席者の過半数の賛成により変更できるものとする。

第九条（個人情報保護方針）

本会の活動において必要と考えられる情報について、個人情報が含まれる場合、その収集・管理等については、別に規定するプライバシーポリシーに従い、厳格に取り扱う。

第九条（その他）

その他必要な事項については、別に定める。

2005年9月
熊本県病院薬剤師会 糖尿病療法研究会



承認済